

令和7（2025）年度
事業計画書

学校法人 聖泉学園

目 次

はじめに.....	3
I 中期計画に基づく令和5年度の事業計画	
1. 教育の充実	5
2. 学生支援の充実	6
3. 研究の推進	8
4. 地域貢献・連携の推進	8
5. 意欲ある学生確保	8
6. 大学運営・経営強化	9

■ はじめに

本学は、昭和60(1985)年に創設された聖泉短期大学を前身に、幾多の変遷を経ながら平成15(2003)年に、聖泉大学として人間学部人間心理学科を開設し、平成23(2011)年には、一般社団法人水口病院から多大な支援のもと、看護学部を開設しました。

その後、平成27(2015)年に大学院看護学研究科及び別科助産専攻を開設し、現在に至っています。

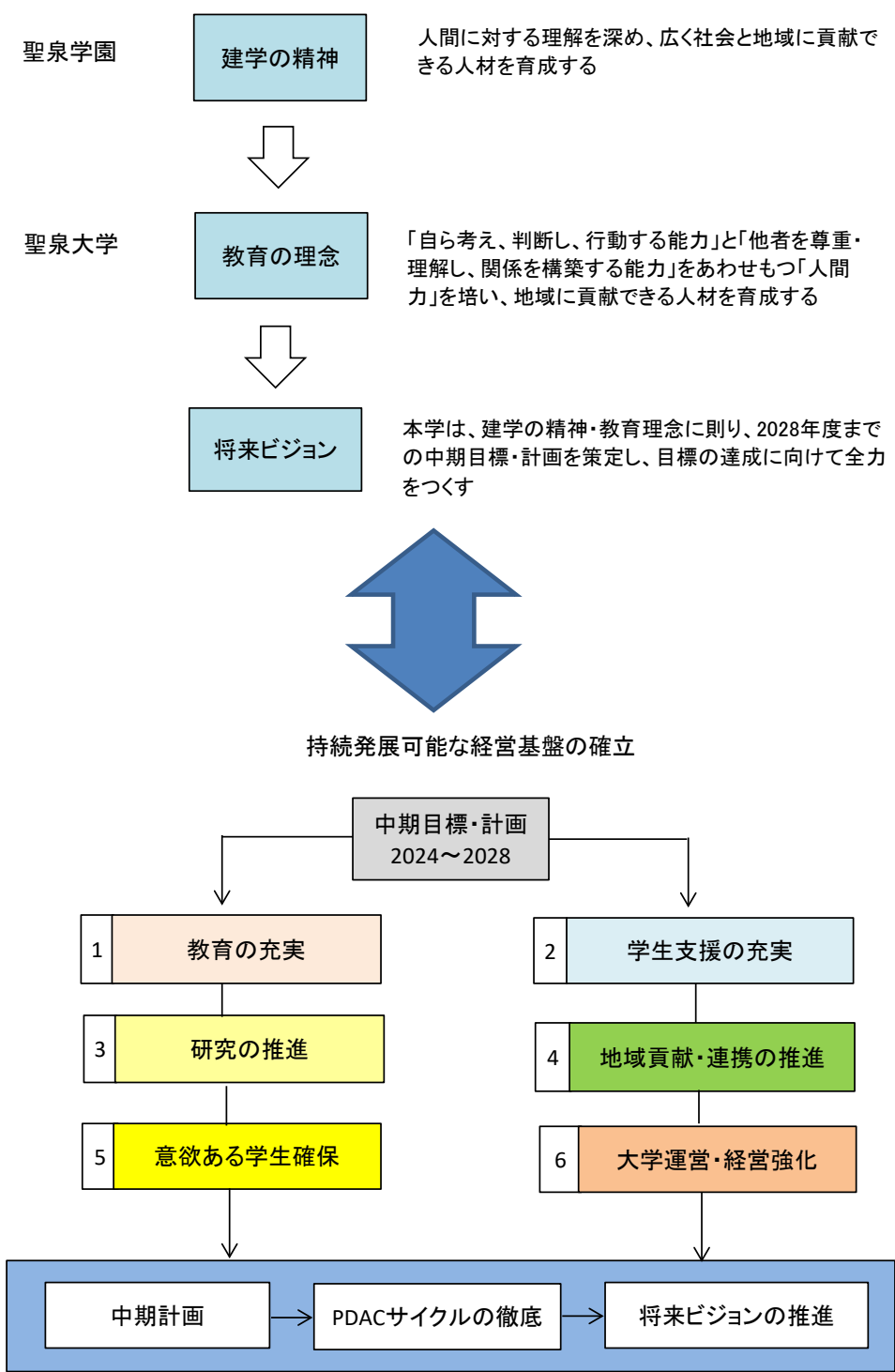
また、本学は、建学の精神である「人間理解と地域貢献」のもと、「自ら考え判断し、行動する能力と、他者を尊重・理解する能力をあわせもつ人間力を培い、地域に貢献できる人材育成」を教育理念に「小さくともキラリと光る大学」を目指しています。

そのような中、第1期中期目標・中期計画(2019～2023)を策定し、年度ごとに事業計画を立て、その達成状況や課題を検証し、令和6(2024)年度を初年度とする第2期中期目標・中期計画(2024～2028)を策定しました。

今回も向後5年間で取り組むべき6つの柱(①教育の充実、②学生支援の充実、③研究の推進、④地域貢献・連携の推進、⑤意欲ある学生確保、⑥大学運営・経営強化)ごとに目標・計画を定め、大学を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応かつ着実に実行できるよう取り組むこととしています。

とりわけ、令和7(2025)年度は、年度計画2年目に当たり、経営基盤の安定を図るため一層の人員費の抑制と既定経費を抜本的に見直し、PDCAサイクルを回して、年度計画を的確に実施し、持続可能な経営基盤の確立に努めます。

■建学の精神・教育の理念・将来ビジョン



I 中期計画に基づく令和7（2025）年度の事業計画

注）黒枠内は中期計画、「・」は事業計画を示す。

1 教育の充実	
1) 単位・進級・卒業・修了認定	
1	単位・進級・卒業・修了認定等基準の厳正な運用 ○ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級判定基準、卒業認定基準、修了認定基準を見直し検証する。 (人間学部) ・残りの2学年の学生に対して、引き続き、定期的に個別指導を行い、大学事務局、学部、担当ゼミ教員三者連携しながら学生を指導し、卒業を目指す学生を一層な指導体制を作る。 (看護学部) ・ガイダンスなどで単位認定や進級判定基準を学生に明確に示す ・学習支援は教務委員会が一元管理し、各学年の担任・チューターと連携して、学籍異動や仮進級とならないよう出席状況や課題の提出状況など定期的に評価する。 (看護学研究科) ・ディプロマ・ポリシーを地域医療現場のニーズを見据えているか検証する。また地域医療現場のニーズと一体であるかについて院生から意見を聞く機会を確保検証する。 (別科) ・1年間の長期目標、実習までの短期目標、各科目の課題などの目標を常に学生と教員が共有して取り組む。
2	厳格な成績管理の実施 ○厳格な成績評価のための方法及び学外学修の評価方法を構築する。それに基づいた履修目標による成績評価基準を作成し、成績評価の一貫性を実現する。 (人間学部) ・引き続き、厳格な成績評価とGPAの信頼性の向上に取組み、キャップ制、学修指導、進級・卒業判定・退学勧告及び表彰・奨学金など制度基準の明確化と確実な運用の方策を練る。 (看護学部) ・保護者ポータルについて周知し、学生の出席状況や成績など保護者と連携を図る。 ・定期試験前後は、担任またはチューターが面談を行い、学生の学習状況について把握する。
3	GPA制度の活用 ○学修指導、進級・卒業判定・退学勧告及び表彰・奨学金などの制度基準に活用する。 (看護学部) ・GPAの目的活用方法について履修要項に記載し、学生や保護者に周知を図る。 ・GPAを成績優秀者や学校推薦者の決定などに使用するとともに、成績不振者の学習支援に繋げる。
2) 教育課程と教授方法	
4	カリキュラム改革 ○カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成する。編成に当たっては、シラバスの適切な整備、履修登録単位数の上限の適切な設定などを工夫して取り組む。 (看護学部) ・新カリキュラムの完成年度となるため、カリキュラム検討委員会を開催し、カリキュラムの見直しを図る ・ディプロマポリシーを達成するためのカリキュラムポリシーとなっているか各領域で評価を行う (看護学研究科) ・分野・領域構成について、教員の専門性および地域医療現場のニーズを見据えて見直す。 また地域医療現場のニーズと一体であるかについて院生から意見を聞く機会を確保検証する。 (別科) ・入学時に年間予定を詳細に知らせ、自分なりに見通しをもって取り組むよう指導する。 ・講義・演習科目が実習や国家試験にどうかかわっているのかを明確に示す。 ・楽しく意欲的に取り組めるように、グループワークと自己学習のバランスを考える。
5	教養教育の充実 ○AI・データサイエンス関連教育体制の整備 (教務) ・数理・データサイエンス・AIを学べる看護学部「情報処理演習」「情報処理入門」の授業を実施する。
6	教授方法の工夫・開発 ○ディプロマ・ポリシーの達成のために、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進する。 ○学生の学修成果を把握し、教育効果を検証することにより、教授法の工夫・開発に取り組む。 (看護学部) ・新任教員に対するティーチングポートフォリオ研修会を開催する。 ・定期試験の作問や評価について学部で研修会を行い、学生の知識・理解を問う試験が実施できるようにする。 ・演習を取り入れ、学生が学びやすい環境を整える。 (看護学研究科) ・大学院の授業にアクティブラーニングを取り入れた工夫を目指して、授業参観を行い教授方法の開発につなげる。また、FD研修会として教育に関する研究倫理や研究方法について内容を検討し、実施する。 (別科) ・実習場面で自信が持てるように、学内で知識・技術・態度の成長をめざす。大きな声ではっきりとあいさつし、計画発表・報告ができるように指導する。

	(FD・SD) ・令和8年度看護学部分野別評価受審に伴い、令和7年度中に全教員がティーチング・ポートフォリオを作成し、公開できるよう取り組む。
3) 学修成果の点検・評価	
7	点検・評価の推進 ○3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を推進し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて点検・評価を行う。 (自己) ・アセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーが実現しているか否かをチェックし、改善の成果を引き出す。
8	授業評価アンケート調査の活用 ○授業評価アンケートを年2回実施し、調査結果を全科目担当教員にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善を行う。 (FD・SD) ・授業評価アンケートの設問項目を変更しました、回答フォームについて、学生が設問内容を理解しやすい表現や自由記述欄を設け実施する。また、フィードバック方法を確立させ、回答率を高めてるための改善をおこなう。
9	就職先アンケート調査の活用 ○就職先アンケートを実施し、学士力・社会人基礎力を達成度を評価し検証する。 (教務) ・アンケートを電子媒体に置き換え、卒後2年目に焦点を当てて実施し、教育課程の点検、評価を行う。 ・就職先アンケートの実施時期と合わせて、卒後2年目と卒業時のデータを比較し、達成度を経時的に評価する。
10	卒業時のアンケート調査の活用 ○卒業時アンケートの学生調査において、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するシステムを構築し運用する。 (教務) ・ディプロマポリシーと各科目の関連についての整合性を確認する。 ・プログテストの実施時期を見直し、ディプロマポリシーと照らし合わせて、入学から卒業までの成長項目を確認する。 ・卒業時アンケートを実施し、本学の強み・改善点等の課題を明確にする。
4) 教学マネジメント	
11	教学マネジメントの推進 ○アセスメント・ポリシーを活用し、教育改善に関するPDCAサイクルを徹底し、教育の質を向上に取り組む。 (IR) ・3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程(学位プログラム) 共通の考え方や尺度に則って点検・評価(外部評価含む)を行い、不断の改善に取り組む。
2 学生支援の充実	
1) 学修支援	
12	TA・SAの活用 ○教員の教育活動を支援するため、教育的配慮の下でTA・SAを活用する。 (人間学部) ・SAとして資格取得に係る補助者として教育活動を支援する。すなわち、前年度の活動を改善しつつ継続する。 (看護学部) ・学部学生によるSAた大学院生のTAが活用できる制度を整える。 (看護学研究科) ・TAの規程を見直し、活用につなげる。4月の院生へのガイダンス時に研究科長から説明する。
13	初年次教育の充実 ○受け入れた多様な人材(新入生)を誰ひとり取り残すことなく大学が掲げるディプロマ・ポリシーへの到達に導くため、初年次教育を充実させる。 (看護学部) ・入学時前教育を入試委員会と教務委員会とで連携して行い、切れ目のない初年次教育を行う。 ・学内だけでなく、境域連携施設とも連携し、看護職の役割を具現化させ、学習意欲に繋げる。
14	低学力者の支援 ○出席状況の把握、中途退学の実態・原因をいち早くつかみ、適切な指導が行えるよう、支援体制を強化する (人間学部) /スチューデント・アシスタント(SA)制度等の積極的な活用により、誰ひとり取り残さない(低学力者)支援を推進する。現行のやり方の自己評価の成果を実践に反映する。 (看護学部) ・出席状況の把握や各科目での課題の提出状況など教務委員会で把握し、担任やチューターと連携し、早期の支援につなげる。 (IR) ・組織的で体系的に学習支援や教育指導が行えるよう学務システム及び学費事務システムなど一元化を図れるようシステム構築を検討する。

15	障がい学生支援の推進 ○障害のある学生が不便を感じることなく継続して学修することができるよう、人的・物的支援を拡充し、就学環境を整備する。
	(学生) ・適切な合理的配慮の提供に努め、組織的な支援体制の充実を図る。
2) キャリア支援	
16	教育課程内でのキャリア教育支援 ○学生の社会人基礎力の実践力を身に付けるためのカリキュラムを充実させる。 ○グローバル社会で活躍できる人材の育成に向けた語学研修プログラムを構築する。
	(看護学部) ・各学年で実施するキャリア教育Ⅰ～Ⅳで印痰シップ等への参加を推進し、看護職になるための支援を行う。 ・グローバル社会に対応できる看護職を育成するための看護英語研修プログラムを開催する。
17	教育課程外でのキャリア教育支援及び卒業後教育の充実 ○仕事ごとへの意識や興味が高められるようサポートできる体制を充実する。 ○大学教育を離れた後も必要に応じて就労と学修を交互に繰り返すことによりキャリアアップにつなげる。
	(人間学部) ・就職支援について広い知見を有するスタッフの育成・配置に努め、学生の適性や希望に応じた就職活動支援や就職先開拓に取組み、学生の満足度の高い就職の実現に寄与する。すなわち、前年度の活動を改善しつつ維持する。
	(看護学部) ・教育連携施設と連携し、学生に看護職の役割について具現化して伝えられるように研修会等を企画する。 ・卒後1年目の離職を防止する取り組みを関連病院と行う。
	(キャリアアップ委) ・キャリアアップ講座(看護研究)を開催し、地域医療現場での研究活動を支援する。また、卒業生を対象とした卒後研修会を開催し、学修支援する。
3) 学生サービス	
18	学生生活の支援 ○学生生活等に困難を抱かえる学生が相談しやすい環境を整備する。
	(学生) ・学生生活の様々な困りごとや意見、要望を受け止める相談体制を充実させ、保健室、カウンセリングセンター、ハラスメント防止委員会、障がい学生支援委員会などと連携し学生支援を行う。
19	奨学金制度の見直し ○学費支弁困難を理由とする退学(除籍)者の低減を図るため、現行の大学独自の奨学金制度の点検評価を進める。
	(奨学) ・学生の学修継続のため、引き続き本学独自の奨学金を見直し、着実な運用を行う。
20	課外活動支援の充実 ○クラブ活動、ボランティア活動及び大学祭活動の支援や学生表彰制度の実施など、課外活動を学生の自己形成の場として幅広く支援する。 ○特別クラブを支援する体制を見直し、充実させる。
	(学生) ・学友会活動、クラブ活動、ボランティア活動などの自主的な取組みを支援し、地域との連携に取り組む。 ・特別クラブの支援体制を強化する。 ・「障スポ」サポーター養成と実施に向けて計画を実施する。
21	心身の健康保持支援 ○カウンセリングセンターの組織の在り方を見直し、学生生活に不安や悩みを抱える学生に対する支援を強化する。
	(カウンセリング) ・人間学部が閉じるにより、カウンセリングセンターでは引き続き悩みを抱える学生を支援し、サポート体制を整える。センターの今後の在り方を検討する。
	(学生) ・カウンセリング組織を見直す。 ・カウンセリングセンターに寄せられる相談内容で、在学生に関する支援について検討できる機会を持つ。
	(ハラスメント) ・学生が相談しやすい環境を維持し、カウンセリングセンターなど他機関との学内連携を密にとる。
4) 学生の意見・要望への対応	
22	学生の意見等のくみ上げ ○manaba、意見箱からの意見等をくみ上げ、着実に学生支援等の改善につなげる。
	(学生) ・学生の意見や要望をmanabaや意見箱の設置から聞き取り、精査し適正な対応を行う。 ・学生からの直接的な意見を聴取できる機会をつくる。

3 研究の推進	
1) 研究水準の向上	
23	研究環境の整備・充実 ○教員の校務縮減に向けた取組や研究倫理制度の充実、研究者のコンプライアンスの遵守の啓発に積極的に取り組む。 (研究推進) ・科研費等外部資金の獲得に向け研究に関する研修会を開催し、応募・獲得件数の増加を目指す。 ・校務の縮減・サバティカル制度などの体制を整備する。 (キャリアアップ) ・キャリアアップ講座の研究相談を教員が担当し、研究の成果を社会(聖泉研究フォーラムなど)へ発信するための支援を行う。 また、医療福祉保健に携わる看護職と共同研究を行い、その成果を社会へ発信するための支援を行う。
24	研究成果の情報発信の強化 ○学会誌や研究紀要などへの投稿を促し、社会に積極的に発信する。 (研究推進) ・紀要(人間学部)、学術誌(看護学部)、学会誌などへの投稿を促し、積極的に研究成果を社会(聖泉研究フォーラムなど)へ発信する。
2) 研究支援	
25	外部資金獲得に向けた支援 ○競争的外部資金(科学研究費補助金、共同研究、受託研究、研究助成金)獲得のため、支援体制を整備する。 (研究推進) ・外部資金の獲得を計画的に進められるよう研究計画書の記載や研究目的・意義の焦点化などについて学習会を行う。研究助成費の応募制度を確立し、継続した研究支援の体制を整備する。
4 地域貢献・連携の推進	
1) 地域貢献・連携	
26	地域連携交流センターの機能強化 ○地域連携事業推進のための大学間連携を強化する。 (地域) ・学長のリーダーシップの下、地域連携を推進する。 ・びわ湖東北部地域連携協議会および環びわ湖大学・地域コンソーシアムの連携を推進する。
27	地方自治体、産業界等との連携 ○自治体等との連携のもと、教員の研究内容と地域課題のマッチングを進め、課題解決のための取組みを通じて地域貢献を推進する。 (地域) ・びわ湖東北部地域連携協議会(産官学連携プラットフォーム)および環びわ湖大学・地域コンソーシアムを活用し、定期的な協議の場を設ける。 ・自治体や企業、経済団体、各種団体と連携し、地域の課題解決事業を推進する。
28	生涯学習の機会の提供 ○地域住民の学習ニーズに応えるとともに、持続可能な開発目標(SDGs④「質の高い教育をみんなに」)を踏まえた多様な公開講座や出前講座の提供に取り組む。 (地域) ・SDGsに関連させた公開講座や健康支援講座を開催する ・地域の様々な機関と連携し、災害に強いまちづくりを推進する
5 意欲ある学生確保	
1) 入学者受入れ	
29	入学者選抜の改善 ○アドミッション・ポリシー及び志願者状況に基づき、入学後の学生調査等のデータを踏まえ、必要に応じて入試科目や入試区分別の募集定員の見直しなど入学者選抜の改善を行うとともに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度」の3要素を多面的・総合的に評価する入試に転換する。 (入試) ・受験生がより一層出願しやすい入試制度となるよう、出願資格、配点等を見直して入学者選抜を実施する。
30	学生募集活動の強化 ○大学の特色・教育内容を大学案内、ホームページなどで周知するとともにオープンキャンパス、高校訪問、出張講義、業者による大学説明会、SNSを活用した情報発信を強化する。 (看護) ・入試広報委員会を中心に高大連携、高校訪問を積極的に行い、学生募集活動に取り組む。 ・魅力ある大学であることをアピールするため、本学の強みを活かした広報活動を行う。 (院) ・大学院の入学者選抜の選抜方法を見直し、募集要項を修正し完成する。 教育連携病院を中心に募集要項の配布や、ホームページにて入試説明会などの情報発信をする。 (別科) ・オープンキャンパス参加者が受験することを決心できるよう、教員と学生で分担しながら、さらに工夫する。8月は分娩介助演習を実際におこなう。

	(入試) ・大学の特色を高校生にもわかりやすく理解してもらえるためのLP(ランディングページ)を新たに制作し、認知度向上を図る。 ・オープンキャンパスでは、実施回数の増加、各回ごとのテーマ設定、連携病院による企画実施など充実を図る。
31	入学定員の確保 ○数値目標を設定して、現行の入試制度の分析及び検証を行い、質の高い入学者を確保する。
	(看護) ・定員90名を確保できるように努める。 ・入試についての高校の反応や出願状況を見ながら、入試方法や面接方法について検討する。
	(院) ・大学院独自の入試説明会を企画・開催する。大学院授業の様子などホームページへ掲載する。看護キャリアアップセンターのキャリアアップ講座の修了生や卒業生、施設へ大学院の紹介をする。
	(別科) ・優秀な学生の確保につながるよう、面接・小論文・専門科目試験の内容を洗練させる。
32	大学広報の強化 ○戦略的な広報体制の強化及び大学案内、ホームページ、大学ポートレートなどにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行う。
	(入試) ・学生目線での情報発信のため、新たに発足した学生広報スタッフ組織(いずみっこ)による定期的な情報発信を行う。
6 大学運営・経営強化	
1) 経営の規律	
33	経営の規律と誠実性 ○社会情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性を維持しつつ、組織として、関連法令の改正動向を注視し必要に応じて、現規程の業務との整合性を検証し、着実に改正・制定を行い適切に整備する。
	(法人) ・私立学校法の改正によりガバナンス体制の整備として、「監事監査規程」及び「内部統制システム」を制定する。 ・長時間労働の是正、職員の健康保持について、継続して雇用管理の適正化に努める。
34	環境保全、人権、安全への配慮 ○所轄消防署との連携、指導の下、マニュアルや緊急連絡網の整備更新、訓練の実施、ハラスメントの防止、個人情報の保護、学生・教職員の健康管理、情報セキュリティ等の安全性の維持に取り組む。
	(法人) ・リスク発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、危機管理マニュアルを作成・整備する。
	(学生) ・学校保健安全法に基づき健康の保持増進と疾病予防に取組み、学生・教職員の心身の健康サポートを充実する。
	(個人情報保護) ・引き続き、個人情報への不正アクセスなどが起きないよう安全対策を強化する。 ・引き続き、情報セキュリティ基本規程に基づき、安全な情報システム環境を維持・強化する。
	(ハラスメント) ・ハラスメントに関わらず、人権意識の向上を目指した取組を、年1回の研修会とは別に実施する。
2) 理事会の機能	
35	理事会の役割明確化 ○執行(理事会)と監視・監督(評議員会等)の役割を明確し適切な運営を行う。
	(法人) ・改正私学法に基づく寄附行為変更に係る「理事」、「評議員」、「監事」、「会計監査人」の選任等の手続など改正にかかる事項について確実に実施する。
36	理事会の機能強化 ○理事に対して定期的に学校法人及び大学の運営状況に関する情報を的確に提供するとともに、理事、監事等に対して研修の機会を提供する。
	(法人) ・理事長、理事会は全教職員に対して、経営の現状と方針などの情報伝達が円滑にできるよう体制を整備していく。
3) 管理運営	
37	監事及び監査法人との意見交換を踏まえた内部監査の強化 ○内部監査規程に基づき、内部監査を計画的・体系的に実施し、改善の必要が確認された事項については、速やかかつ適切な対応する。
	(法人) ・監事監査規定及び内部統制システムを受け、内部監査規定に基づく内部監査を行い、内部統制の充実を図る。
38	○法人と教学の管理運営にあたり、意志決定を円滑にできる体制を整備する。
	(法人) ・引き続き、理事長と学長の定例会(1回/週)を実施する。

4) 安定的な経営確保	
39	中長期計画な務計画の確立 ○定量的な経営判断指標に基づ、財務的な問題点を洗い出し、経営状態を分析・検証する。 (法人) ・引き続き、学園の経営状態の分析にあたり、毎年度、損益分岐点を確認し、経営改善に向けた収支予測を作成する。
40	外部資金等の獲得増に向けた取組 ○科学研究費補助金や特別補助金等の競争的外部資金の獲得及び寄附金の受入れなどの自己収入の確保に取り組む。 (研究推進) ・科学研究費補助金の採択支援アドバイザー制度を検討する。 (法人) ・私立大学等改革総合支援事業を継続して申請する。 ・引き続き、光熱費及び物価の高騰は、大学の財務状況への影響が大きく、教育充実費及び実験実習費の改定について検討する。
41	定員管理と人件費の抑制 ○教育研究活動に支障が生じないよう人事計画を策定し、適切な教員配置を行う。 ○事務職員は業務の見直しなどにより適切な人員の配置を行う。 (法人) ・引き続き、人事計画を策定し、人員配置の適正化を検証し、人件費抑制につなげる。
42	経費削減 ○大学運営全般について効率的・効果的な経費削減を行う。 (法人) ・引き続き、費用対効果を最大限に考慮した厳格な予算執行管理体制を構築する。
5) 業務運営の改善	
43	組織運営の改善 ○理事長と学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定ができるようにIR機能を強化し、大学改革を着実に推進する。 (IR) ・成績推移や自己評価アンケート、学生調査の結果の蓄積、経年比較、教育の質、教育カリキュラムの成果の可視化、退学者の様々なデータ(入試状況、成績、履修と出席の状況など)の収集による退学者の傾向分析し、退学する可能性がある学生を予測し事前にケアできるIR機能を強化する。
44	教育研究組織の見直し ○地域のニーズを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科を創設し、健全な経営基盤を構築する。 (法人) ・引き続き、新学部開設(人間情報工学部仮称)に向け準備を進める。 (看護学部) ・連携教育病院と交流会を開催し、新卒看護職の課題を見据えて、本学での基礎教育のあり方について検討を行う。 (看護学研究科) ・地域医療現場のニーズを引き続き調査し、ニーズを踏まえた領域・カリキュラム構成を検討する。 また、地域医療現場のニーズと一体であるかについて院生から意見を聞く。 (別科) ・産婦人科・NICU以外で勤務することを想定し、メンズセクシャルケアにも力をいれ、泌尿器科医師に生殖の形態と機能について講義を依頼した。
45	教育研究業績評価と教員の評価制度 ○教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施し、教員の自己改善等に役立てる。 (教員評価) ・四半世紀ごとに中間授業アンケートを実施し、8コマ授業に対しても評価できるようにする。また、全教員がティーチングポートフォリオを作成し、公開することとする。
46	FD活動の推進 ○教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上のため、FD活動を推進し、教育内容・方法等の改善につなげる。 (FD) ・FD、SD研修会を各2回実施し、SD研修会においては、「階層研修」、「目的別研修」、「業務別研修」の実施を検討する。 また、相互授業参観公開講座を継続し、教職員の質、能力の向上に取り組む。
47	事務職員の資質向上と事務職員人事評価の実施 ○SD研修を実施し、大学職員に求められるスキルアップと職能開発を促進する。 ○事務職員評価を公正に評価するため、明確な評価基準を分析・検証する。 (法人) ・引き続き、大学職員に求められる資質と職能開発のため、SD研修を推進する。 ・引き続き、事務職員個人評価を公正に実施するものとし、この評価結果を個人の成長につなげていく。
48	事務等の効率化・合理化 ○事務処理の内容及び方法について、定期的に点検等を実施し、必要に応じて改善を行うとともに、効率的な事務処理ができるよう事務組織を見直す。 (法人) ・事務処理の内容及び方法について、必要に応じて改善を行うとともに、効率的な事務処理ができるよう事務組織を見直す。

6) 内部質保証	
49	内部質保証システムの充実・推進 ○学修成果の可視化のための内部質保証システムを充実・推進する。 (自己) ・アセスメント・ポリシーに沿って、学生の学修成果を可視化して、本学の教育成果を測定・評価し、教育改善に資する。
50	内部質保証の推進 ○自己点検・評価に基づき、達成度及び成果をIRを活用して検証することで次年度以降の教育研究活動等を改善し、内部質保証を推進する。 (自己) ・聖泉大学ファクトブックを作成をとおして、IR機能を強化するとともに、自己点検・評価及び学部等において、さらにファクトブックを活用を検討する。
51	外部評価の活用 ○大学の質の保証と向上を図るため、外部評価を実施し、改善へとつなぐ体制を構築する。 (自己) ・令和8年度に日本看護学教育評価機構による「看護学教育評価」を受審するため「評価基準4項目」に沿って、点検・評価を実施し、問題点・課題等を探る。
7) 学修環境	
52	教育研究環境の充実 ○よりよい教育研究環境(運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設等)を計画的に整備する。 (図書館) ・閲覧スペースの椅子の一部を老朽化に伴い更新する。 ・図書館のホームページを整備し、利用者がより必要な情報を得ることができ、わかりやすいものとなるよう改善を図る。 ・図書館通路の照明を明るいものへと交換できないか検討する。 (情報センター) ・学内基幹サーバーの更新を実施する。 ・更新実施に伴い、バックアップ環境の見直しを行う。 ・Windows10サポート期間終了に伴い、既存の対応端末にWindows11環境を整備する。 (教務) ・455講義室固定机更新するために予算申請する。 ・第1～4コンピュータ室の学習環境の整備について検討する。 (学生) ・総務課と連携し教育施設・設備の充実を図り、教育環境の整備を進める。 (法人) ・本館4階の人間学部心理実験・実習施設、行動観察室、カウンセリングルームを全面的に整備する。 ・455教室横トイレを改修する。